

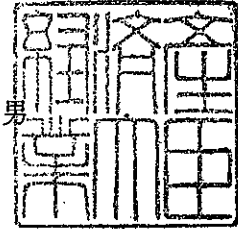
経済産業省

20120919商第29号
平成24年9月19日

鉱山保安監督規程を次のとおり制定する。

鉱山保安監督規程

経済産業大臣 枝野 幸男



鉱山保安法（昭和24年法律第70条）及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）の規定に基づき立入検査等を行う際は、この規程に基づいて行うものとする。

（規定する事項）

第1条 この規程は、鉱業の保安に関して鉱務監督官その他の職員（以下「鉱務監督官等」という。）の行う鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「特別措置法」という。）に基づく検査、検査後の措置、その他必要な事項について規定する。

（立入検査）

第2条 産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長等」という。）は、法第47条第1項の規定に基づきその管轄区域内のすべての鉱山（鉱業法（昭和25年法律第289号）による事業休止認可、あるいは事業着手延期認可を受けて休業状態にある鉱山及び法第39条第1項の規定による命令が発動された鉱山（以下「休止鉱山等」という。）を含む。）及び鉱業の附属施設（以下「鉱山等」という。）について、当該鉱山等における保安の状況を勘案して、鉱務監督官等に立入検査をさせなければならない。

なお、立入検査に当たって産業保安監督部長等が必要と判断する場合には、事前に通告を行わないで行うものとする。

- 2 当該鉱務監督官等は、前項の検査の結果について産業保安監督部長等に報告しなければならない。
- 3 当該鉱務監督官等は検査後、第1項の検査結果について鉱業権者等と十分な議論を行い両者の考え方を簡潔に記した様式第1号による「検査概要」を作成し、その写しを鉱業権者に手交するものとする。ただし、第3条第1項第2号の検査において検査期間中

に基準適合性の判断ができないときは、様式第2号により交付するものとする。

第3条 前条に規定する立入検査の種類は、次のとおりとする。

一 保安検査

鉱山の自主保安体制を確認する検査で、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか（監査）、また鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか（法令適合性検査）について行うもの

二 鉱害等検査

数値による基準が適用されている鉱山等に対して、基準適合性の確認を行うもの

三 その他検査

前2号の検査以外で、リスクが高いと認められる施設の保守管理状況等を確認するため行うもの、又は休止鉱山等に関するもの

2 前項第3号のその他検査のうち、海洋掘採施設及び掘削バージにおいて行うMARPOL条約附属書VI第五条規則（1）（b）にかかる定期検査については、5年を超えない間隔で行う。

（※MARPOL条約附属書VI：1973年船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって改正された同条約を改正する1997年の議定書）

（特別検査）

第4条 産業保安監督部長等は、法第41条第1項又は第2項に掲げる報告（鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号。以下「施行規則」という。）第46条第1項の表中、第1号、第4号及び第19号並びに第2項に係るものを除く。）がなされた場合、法第47条第1項の規定に基づき、鉱務監督官等に当該報告がなされた鉱山等を検査させなければならない。ただし、産業保安監督部長等が検査の必要がないと認めた場合はこの限りでない。

2 前項の場合には、当該鉱務監督官等は、その概況を直ちに産業保安監督部長等に報告しなければならない。

3 当該鉱務監督官等は、第1項の検査の結果について様式第3号による報告書によって産業保安監督部長等に報告しなければならない。

4 第2条第3項の規定は第1項の場合に準用する。

第5条 前条第3項による報告があった場合、産業保安監督部長等は、そのとった処置及び意見を付し、速やかに経済産業大臣にその写しを送付するものとする。

（調査）

第6条 産業保安監督部長等は、鉱業権が消滅した鉱山について、必要があると認められるときは鉱業権消滅後5年以内に、鉱務監督官等に法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を実施させなければならない。

（経済産業省による検査等）

第7条 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第2条第1項の規定による立入検査を経済産業省に所属する鉱務監督官等を実施させなければならない。

2 当該鉱務監督官等は、前項の検査の結果について経済産業大臣に報告しなければならない。

- 3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、第4条第1項に規定する特別検査を経済産業省に所属する鉱務監督官等を実施させなければならない。
- 4 前項の場合には、当該鉱務監督官等は、その概況を直ちに経済産業大臣に報告しなければならない。
- 5 当該鉱務監督官等は、第3項の検査の結果について様式第3号による報告書によって経済産業大臣に報告しなければならない。
- 6 第2条第3項の規定は第1項及び第3項の場合に準用する。

(特別措置法に基づく検査)

- 第8条 産業保安監督部長等は、特別措置法第36条第1項の規定に基づき必要があると認めるときは、産業保安監督部等に所属する鉱務監督官等に特別措置法第2条第3項で規定する特定施設を有する事業場又は事務所を検査させなければならない。
- 2 産業保安監督部長等は、特別措置法第39条に規定する権限の委任により同法第36条第2項の規定に基づき必要があると認めるときは、産業保安監督部等に所属する鉱務監督官等に指定鉱害防止事業機関の事務所又は事業場を検査させなければならない。
 - 3 第2条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
 - 4 産業保安監督部長等は、第1項又は第2項の検査の結果、鉱害を防止する必要があると認めるときは、採掘権者、租鉱権者又は指定鉱害防止事業機関に対し、必要な措置を講じさせるものとする。
 - 5 経済産業大臣は、特別措置法第36条第2項の規定に基づき必要があると認めるときは、経済産業省に所属する鉱務監督官等に指定鉱害防止事業機関の事務所又は事業場を検査させなければならない。
 - 6 当該鉱務監督官等は、前項の検査の結果について経済産業大臣に報告しなければならない。

(災害等の報告)

- 第9条 産業保安監督部長等は、法第41条第1項又は第2項の規定による報告（施行規則第46条第1項の表中第1号及び第2号から第24号までの各号の中欄に掲げる時期の左側に掲げる時期並びに同条第2項に係るものを除く。）があった場合は、速やかに様式第4号による報告書によって経済産業大臣に報告しなければならない。

(検査又は調査後の措置)

- 第10条 産業保安監督部長等は、第2条第1項及び第4条第1項に規定する検査において、第2条第3項の規定に基づく様式第1号又は様式第2号による検査概要が手交され、その内容が「鉱山保安法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について」（内規）（平成17・03・23原第1号）（以下「大臣処分基準」という。）又は各産業保安監督部長等が定めた鉱山保安法に基づく処分に係る審査基準（以下「部長処分基準」という。）により、改善の必要があると認める場合であつて、鉱業権者による改善が見込まれない場合は、法第47条第1項の規定に基づき、鉱業権者から様式第5号により改善に関する報告を徴収することができる。
- 2 産業保安監督部長等は、前項に基づく報告徴収によつても改善が見込まれず、法第11条第2項、第18条第3項、第20条及び第34条の規定に基づく命令が必要であると認めるときは、様式第6号による報告書によって経済産業大臣に報告しなければならない。

ない。

3 経済産業大臣は、前項の報告があった場合、必要があると認めるときは第7条第1項又は第3項に規定する検査を実施し、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続きを行い、大臣処分基準により、鉱業権者に対し法第11条第2項、第18条第3項、第20条及び第34条の規定による命令をすることができる。ただし、法第34条の規定による命令をしようとするときは、法第40条の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

4 産業保安監督部長等は、第1項に基づく報告徴収によっても改善が見込まれないときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続きを行い、法第23条第1項、第26条第2項、第35条、第36条及び第37条の規定による命令を鉱業権者に対しすることができる。ただし、法第35条の規定による命令をしようとするときは、法第40条の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

5 産業保安監督部長等は、必要があると認めるときは第6条に規定する調査を実施し、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続きを行い、部長処分基準により、鉱業権者に対し法第39条の規定による命令をすることができる。

なお、産業保安監督部長等は、同条の規定による命令をする場合は、あらかじめ経済産業大臣に報告しなければならない。

6 産業保安監督部長等は、前2項の命令を発出したときは、経済産業大臣に報告しなければならない。

第11条 産業保安監督部長等は、第2条及び第4条に規定する検査の結果、法に不適合である事項が認められた場合その他必要と認める場合であって、鉱業権者に対し指示等をするときは文書により行わなければならない。

第12条 鉱務監督官は、法第48条第1項又は第2項の規定に基づく命令をしようとするときは、様式第7号又は第8号による命令書をその鉱業権者に交付しなければならない。

2 鉱務監督官は、法第48条第1項から第3項までの命令をしたときは、直ちに産業保安監督部長等に報告しなければならない。

(情報の公開)

第13条 検査又は調査の結果及び検査又は調査後の措置等については、特別な事情がある場合を除き、次の各号により、経済産業省及び産業保安監督部（支部又は事務所を含む。）のホームページ等を活用し、情報の公開を行うものとする。

一 第2条、第4条及び第6条から第8条までに規定する検査又は調査の結果については、様式第9号により年度ごとに公開すること。

二 前号の規定にかかわらず、国民への影響が大きい場合などは、その都度、速やかに結果の概要等について公開すること。

三 第10条から第12条までに規定する検査若しくは調査後の措置又はその他の命令を行ったときは、速やかにその内容を公開すること。

附 則

1 この基準は、平成24年9月19日から施行する。

- ・ 2 鉾山保安監督規程（平成17・03・22原院第3号）は廃止する。

様式第1号(第2条、第4条、第7条関係)

検査概要

年月日

1. 鉱山名(附属施設)
2. 検査年月日
3. 検査の種類
4. 検査区域
5. 検査実施者職氏名
6. 立会者職氏名
7. 検査内容

改善が必要と考えられる事項	鉱山等の見解

様式第2号(第2条、第4条、第7条関係)

検査概要

年月日

〇〇鉱山
鉱業権者 殿

産業保安監督部(支部、事務所)長名

貴鉱山(附属施設)を検査した結果は、下記のとおりですので通知します。
なお、基準に適合していない事項に対して行った改善措置を〇年〇月〇日までに報告することを求めます。

記

1. 鉱山名(附属施設)
2. 検査年月日
3. 検査の種類
4. 検査区域
5. 検査実施者職氏名
6. 立会者職氏名
7. 検査内容(基準適合性)

- ①測定結果
- ②基準に適合していない事項

備考 基準に適合していない事項がない場合は、なお以下を削除して交付することとする。

様式第3号(第4条、第7条関係)

特別検査報告書

年月日

経済産業大臣
産業保安監督部長
産業保安監督支部長 殿
産業保安監督事務所長

鉱務監督官 印

〇〇鉱山(附属施設)において〇年〇月〇日に発生した〇〇による災害(事故、その他の事象)について、〇年〇月〇日(から〇年〇月〇日まで)命により鉱山保安監督規程第4条第1項(第7条第3項)の規定による検査を行ったので、別紙のとおり報告します。

(別紙)

特別検査報告

1. 鉱山名(附属施設)
 2. 鉱種名及び鉱区番号
 3. 所在地
 4. 鉱業権者名
 5. 保安統括者及び保安管理者氏名
 6. 災害、事故その他の事象の種類
 7. 災害、事故その他の事象の発生年月日時
 8. 災害、事故その他の事象の発生箇所名
 9. 罹災者職氏名、年令、罹災程度及び採用年月日又は被害者、被害物件及び被害範囲の程度及び状況
 10. 保安管理体制を構成する者の氏名及び職務の分担
 11. 災害、事故その他の事象の状況等
 - (1) 災害、事故その他の事象の状況
 - (2) 鉱業権者が本災害、事故その他の事象の発生前に講じていた保安を確保するための措置
 - (3) 災害、事故その他の事象に係る保安規程
 12. 災害、事故その他の事象の原因
 13. 鉱業権者が本災害、事故その他の事象に対してとった処置及び今後の対策
 14. 法規違反
 - (1) 法規違反事項
 - (2) 法規違反の疑いがある事項
 15. 意見及び参考事項
- 備考 検査箇所見取図を添付すること。

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日 時版
第 報

災害等報告

鉱山名 (附属施設) : 鉱山 鉱種 :	鉱山 (附属施設) の所在地 :					
鉱業権者名 :	鉱山労働者数 : 名 (坑外 : 名、坑内 : 名)					
災害等の種類 :	発生日時 : 年 月 日 () 時 分頃	罹災者数	死	重	軽	計
発生箇所 :	監督部への報告 (第1報) : 月 日 () 時 分					
罹災者氏名 (年齢、職種、直轄・請負の別) :						
罹災程度 :						
【概要】						
【監督部の対応】						
【他捜査機関、報道機関等の動き】						
【本省の対応 (本省記載欄)】						

(本省記載欄)

(上段 : 本省記載、下段 () : 監督部記載)

本省受信 : (第1報) 月 日 () 時 分
報告手段 :
報告者名 : (監督部)
受信者名 :
作成者 :

死亡者数の対前年比 (上段 : 全国、下段 () : 監督部管内)						
	石炭	金属	非金	石灰	石油	計
前年	()	()	()	()	()	()
当年 1月~	()	()	()	()	()	()
増減	()	()	()	()	()	()

様式第5号（第10条関係）

番 号
年月日

〇〇鉱山
鉱業権者 殿

産業保安監督部（支部、事務所）長名

〇年〇月〇日（から〇月〇日まで）、貴鉱山（附属施設）に対し立入検査を行った結果、下記事項について保安の監督上必要があると認められますので、鉱山保安法第47条第1項の規定に基づき、改善のために講じた措置を〇年〇月〇日までに〇〇産業保安監督部（支部、事務所）長に別添様式により報告することを求めます。

記

1. （以下、改善措置が必要な事項を条項を明示して記述すること。）
- 2.

注）改善報告の提出期限は、違反内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。

（別添様式）

番 号
年月日

産業保安監督部（支部、事務所）長 殿

鉱山名（附属施設）
鉱業権者名

改善報告書（又は計画書）

〇年〇月〇日付け（文書番号）により報告を求められていた事項について、次のとおり改善（計画）したので報告します。

改善が必要であると指摘された事項	鉱山等の見解

- 備考
1. 必要に応じ、説明資料、図面、写真等を添付すること。
 2. 計画については、改善終了予定時期を記載すること。
 3. 改善計画書の場合は、改善後に改善報告書を提出すること。

様式第6号（第10条関係）

〇〇鉱山に係る保安上の不備について

番 号

年月日

経済産業大臣 殿

産業保安監督部（支部、事務所）長

〇年〇月〇日（から〇月〇日まで）、〇〇鉱山（附属施設）を立入検査した結果、保安の監督上必要があると認められたため、〇年〇月〇日付け（文書番号）により改善のために講じた措置について報告を求めましたが、改善が認められませんでしたので、下記のとおり報告します。

記

1. 立入検査の結果
2. 「鉱山保安法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について」により、改善が必要と認められる事項

備考 検査概要、現況調査結果、指導文書、改善実施報告書等を添付すること。

様式第7号(第12条関係)

命 令 書

年月日

〇〇鉱山
鉱業権者

殿

経済産業省又は
産業保安監督部(支部、事務所)
鉱務監督官

印

貴鉱山(附属施設)を検査した結果、下記(1)の鉱山保安法施行規則(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令)違反事項は、保安に関し、急迫の危険があるため鉱山保安法第48条第1項の規定に基づいて、下記(2)により直ちに保安のため必要な措置を講ずることを命じます。

なお、上記により措置が終了したときは(その度ごとに)〇〇産業保安監督部(支部、事務所)長に報告することを求めます。(措置終了時の報告については、〇〇産業保安監督署を経由してください。)

記

(1)違反事項

(2)違反事項に関し措置すべき事項

様式第8号(第12条関係)

命 令 書

年月日

〇〇鉱山
鉱業権者

殿

経済産業省又は
産業保安監督部(支部、事務所)
鉱務監督官

印

貴鉱山を検査した結果、鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより、保安に関し、急迫の危険があるため鉱山保安法第48条第2項の規定に基づいて、下記により直ちに保安のため必要な措置を講ずることを命じます。なお、上記により措置が終了したときは(その度ごとに)〇〇産業保安監督部(支部、事務所)長に報告することを求めます。(措置終了時の報告については、〇〇産業保安監督署を経由してください。)

記

措置すべき事項

様式第9号(第13条関係)

検査又は調査の結果 (年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容